

京都市上下水道局告示第12号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

令和2年5月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市下京区西七条市部町37番地6

株式会社 CREATE

代表取締役 川島 康男

(2) 指定期間

令和2年5月28日から令和5年3月31日

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都市下京区西七条市部町37番地6

CREATE

川島 康男

(2) 廃止届出年月日

令和2年4月20日

(上下水道局下水道部管理課)